

大宮区役所新庁舎整備事業
設計・建設モニタリング業務委託
公募型プロポーザル募集要項

平成28年4月

さいたま市

1 趣旨及び目的

大宮区役所新庁舎整備事業（以下「本事業」という。）は、供用開始の時期やコスト削減など様々な観点から整備手法の検討を行った結果、PFI-BTO方式により実施することとなった。

本事業の、適正かつ確実な推進には、要求水準書、事業者が提案した内容及び特定事業契約等が適切に、設計及び施工に反映されているか確認（モニタリング）を行い、事業者が業務を完全履行させ公共性を確保する必要がある。

本市が行うモニタリングを、適切かつ確実に実施するため、専門的見地から支援をする業務が必要であり、委託契約にあたっては、業務の円滑かつ確実な遂行に際して、同様の課題に取り組んだ実績と経験を持つ者を選定することが重要である。

本募集要項は、価格要素だけではなく、業務実施方針、業務提案、配置技術者の実績・経験等を総合的に評価するため、「公募型プロポーザル」により、「大宮区役所新庁舎整備事業設計・建設モニタリング業務」（以下「本業務」という。）を委託する事業者を募集することを目的としたものである。

2 業務内容

別紙「大宮区役所新庁舎整備事業設計・建設モニタリング業務仕様書」による。

3 業務委託費

34,668,000円を上限とする。（消費税及び地方消費税を含む）

4 業務実施に係る参考スケジュール等

本事業に係るスケジュール（予定）は以下の通り。

事業内容	期間
新庁舎基本・実施設計	平成28年7月～平成29年6月
県大宮合同庁舎解体設計・工事	平成28年7月～平成29年4月
新庁舎建設	平成29年7月～平成31年3月
その他	平成28年7月～平成31年6月

5 応募資格及び要件

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「応募者」という。）は以下の全ての要件を満たさなければならない。また、連携して業務にあたる協力企業等は以下の(2)から(8)の要件を満たさなければならない。

- (1) この告示をした日において、平成27・28年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）に、業務「建築関連コンサルタント」の受注希望業務「事務所及び庁舎」、「美術館・博物館・記念館」及び「集会場・コミュニティセンター」の全てで掲載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) この告示をした日から契約締結までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加資格停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 平成18年4月から平成28年3月までに庁舎・図書館等の公共建築物のPFI、DBO等の民間力を活用した事業手法（以下「PFI等」という。）における設計・建設段階におけるモニタリング支援業務又はPFI等に関するアドバイザリー業務に元請、協力会社の立場を問わず、携わった実績を有すること。
- (5) 法人税法（昭和40年法律第34号）に定める税金を滞納していないこと。
- (6) 埼玉県内又は近隣都県（東京都、神奈川県、千葉県）に本店又は入札及び契約に係わる権限を委任された事業所等があること。
- (7) 本事業を実施する事業者グループに属する者（SPCの構成員及び協力会社を含む）（以下「PFI事業者」という）でないこと。
- (8) PFI事業者と、次のア～ウの資本関係、人的関係等を有していないこと。
- ア 資本関係
 - 次のいずれかに該当する場合
 - a 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による。以下同じ）と子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による。以下同じ）の関係にある場合。
 - b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - イ 人的関係
 - 次のいずれかに該当する場合
 - a 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
 - b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
 - c 平成27・28年度さいたま市競争入札参加資格者名簿において、一方の会社の契約締結権者が、他方の会社の契約締結権者を現に兼ねて

いる場合

ウ 上記のア又はイと同視し得る関係があると認められる場合。

(9) 配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとすること。

ア 管理技術者は、5(4)の実績を有する業務に携わったこと

イ 同一の技術者が、複数の担当及び役割を兼任していないこと

ウ 管理技術者は応募者の組織に所属し、かつ一級建築士の資格を有していること。

6 応募書類等の交付

応募者に対し無償で交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市 市民局 区政推進部 大宮区役所新庁舎建設準備室

住 所 〒330-8501 さいたま市大宮区大門町3丁目1番地

大宮区役所 東館2階

電 話 048-646-3076 (直通)

(2) 交付期間

告示の日から平成28年5月23日(月)まで。(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。)

(3) 交付資料

ア 大宮区役所新庁舎整備事業設計・建設モニタリング業務委託公募型プロポーザル募集要項

イ 大宮区役所新庁舎整備事業設計・建設モニタリング業務仕様書

ウ 大宮区役所新庁舎整備事業設計・建設モニタリング業務プロポーザル審査要領

エ 大宮区役所新庁舎整備事業設計・建設モニタリング業務委託プロポーザル様式集及び記載要領

(4) その他

交付資料については、大宮区役所新庁舎整備事業のホームページ

(<http://www.city.saitama.jp/001/010/015/004/005/index.html>)においてもダウンロード可能。

7 応募の手続き

本要項5の要件を満たす応募者は、以下の様式に内容を記載した書類(以下「応募書類」という)を提出すること。

応募書類は左綴じで作成し、各ページに通し番号を振り、原本1部、写し6部を提出すること。複数枚あるものについては片面印刷とすること。

(1) 参加表明書(様式1)

(2) 会社概要(様式2)

(3) 業務実績報告書(様式3)

- (4) 業務の実施方針（様式4）
- (5) 業務の実施体制（様式5）
- (6) 配置予定技術者調書（様式6）
- (7) 協力企業等報告書（様式7）
- (8) 業務提案書（様式8）
- (9) 委託業務工程表（様式9）
- (10) 設計・建設モニタリング業務受託見積書（様式10）及び内訳書

8 応募にあたっての留意事項

- (1) 応募者は、応募書類の提出をもって、本募集要項の記載内容を承諾したものととする。
- (2) 応募に関するすべての書類作成及び提出に係る費用並びにヒアリング等の参加に係る費用は、すべて応募者の負担とする。
- (3) 応募書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし市が必要と認めるときは、市は応募書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- (4) 応募書類の内容が特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象になっている場合で、それを使用した結果の責任は、応募者が負うこととする。
- (5) 応募者が複数の応募書類を提出することは認めない。
- (6) 応募書類提出後の変更は認めない。ただし、誤字等の訂正又は配置予定技術者の病気、退職、死亡等のやむを得ない理由による変更で市が該当者と同等以上の者であると認める場合はこの限りでない。
- (7) 市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。
- (8) 提出書類は返却しない。
- (9) 応募書類の提案がそのまま業務委託の内容として実施されるとは限らない。

9 応募に関する質問の受付・回答

- (1) 受付期限 平成28年5月12日（木）午後4時まで
- (2) 提出方法 所定の書式（様式11）に記載し、以下のアドレスに電子メールにより提出すること。なお、電話・来庁等の口頭での質問には応じない。
(アドレス: omiyaku-shinchosha@city.saitama.lg.jp)
電子メール送信後、電話による到着確認をすること。また、質問のない場合は、提出する必要はない。
- (3) 回答方法 平成28年5月17日（火）を目処に大宮区役所新庁舎整備事業のホームページに掲載する。

10 応募期間及び提出先

- (1) 応募期間 6(2)と同じ
- (2) 提出先 6(1)と同じ
- (3) 提出方法 持参により提出すること。郵送による提出は不可とする。

1.1 選定及び契約締結について

(1) 評価項目及び配点

評価項目及び評価に対する配点は、次のとおりとする。

評価項目	評価の着目点	配点
業務実績	業務実績の件数	10
業務の実施方針	実施方針	10
	実現性	
業務の実施体制	実施体制	15
	緊急連絡体制	
配置予定技術者の実績	管理技術者の実績件数	15
	その他の技術者の経験年数	
業務提案（※）	的確性	40
	実現性	
	取組意欲	
	質疑応答	
業務受託見積価格	金額	10
合計		100

※ 業務提案にあたっては、次に示すテーマに関する考え方等を記載すること。

- ① 時間的制約がある本事業のスケジュールを達成し、かつ要求水準及び事業者提案事項を確実に履行させるための効率的・効果的な取り組みについて。
- ② 要求水準等に関する疑義、利用者意見聴取に伴う仕様・設計の変更及び不測の事態が生じた場合のコスト管理及び早期に解決を図るための方策について。
- ③ その他、業務実施にあたり想定される課題とその解決方法及び、業務を適切に実施するための提案について。

(2) 選定方法

選定方法の詳細は、「大宮区役所新庁舎整備事業設計・建設モニタリング業務プロポーザル審査要領」による。

※ 選定結果に対する異議申し立ては認めない。また選定経過等に対する質問等には応じない。

(3) 選定結果の公表及び通知

選定結果については、第一契約候補者の会社名等を市ホームページで公表するほか、応募書類を提出した者すべてに文書で通知する。

(4) 契約の締結

- ア 市は選定委員会が特定した第一契約候補者を当該業務に係る随意契約の相手方として契約を締結する。
- イ 第一契約候補者に事故等があり、契約の締結に至らなかった場合には、評価により順位付けされた上位の者から順に契約交渉を行い、契約を締結する。
- ウ 契約は、契約書を作成し、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）及びさいたま市業務委託契約基準約款の定めるところにより締結する。
- エ 契約締結日は、本事業に係る特定事業契約に関する議会の議決日以降とする。ただし、本事業に係る特定事業契約に関する議会の議決が得られない場合は、契約を締結しない場合がある。

1.2 ヒアリング等の実施

提案内容についてのプレゼンテーション及びヒアリング(以下「ヒアリング等」という。)を、平成28年6月第2週に行うことを予定している。

ヒアリング等の時間は概ね20分を予定しており、詳細は応募者数が確定した後、別途通知する。

1.3 資格の喪失

応募書類の提出後、次のいずれかに該当した場合は、本業務委託を受託する資格を失う。

- (1) 応募書類の提出期限、提出方法及び制限枚数を守らない場合。
- (2) 本要項5に規定する応募資格等を満たさなくなった場合。
- (3) 応募書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合。
- (4) 本要項1.2による、ヒアリングに参加しなかった場合。
- (5) 応募者及びその関係者が、選定委員に対する事前説明、事前連絡など公正な審査を防げる行為をした場合。
- (6) その他、選定委員会が不適格と認めた場合。

1.5 窓口・問い合わせ先

さいたま市 市民局 区政推進部 大宮区役所新庁舎建設準備室

住 所 〒330-8501 さいたま市大宮区大門町3丁目1番地

大宮区役所 東館 2階

電 話 048-646-3076 (直通)

FAX 048-646-3079

メールアドレス omiyaku-shinchosha@city.saitama.lg.jp